

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

緊急事態宣言が解除され、復興への取り組みが進んでいるところです。しかしながら、一度冷え込んだ経済や産業が以前のように回復し、国民の不安や疲弊が消えるまでには、まだ相当な時間を要するものと考えられます。

また、これまでの様々な活動の自粛等に伴って、国民・事業者等が厳しい環境にさらされており、その影響が今後顕著に現れ、厳しい状況が続くことが予想されます。今後迫りくると言われる「次なる波」が、これまでも増して感染が拡大し猛威を振るう事態を想定し、新しい生活様式の中でも、国民が安心して暮らすことができる日常の確保のための対策や、経済が落ち込まないための対策の強化など、長期化を想定した前例にとらわれない多様な対策を準備しておかないと、これまで以上に深刻な状況となることが想定されます。

国におかれましては、厳しい財政状況で対策を行っている地方公共団体に対し地域差が生じることがないように、引き続き地方公共団体と連携・協力し、「感染症拡大防止対策」と「社会経済活動」の両立を、各地域の実情に応じた対策を一層推進していくため、次の事項について迅速に取り組まれるよう強く要望いたします。

1 「感染症拡大防止対策」と「社会経済活動」の両立にむけての促進支援

長期化も想定した感染症対策における「新しい生活様式」等の普及を促進し、国民の行動変容のための積極的な対策を実施すること。感染者やその家族、濃厚接触者及び医療関係者等が差別や偏見、誹謗中傷などの被害を受けないよう、啓発、プライバシーの保護と精神的ケア、完治後の孤立防止策の強化を講じること。

2 国民の生命を守る安心な医療体制等の拡充と支援の充実

今後予想される「次なる波」の感染拡大に備え、地方公共団体が行う資機材等や設備導入、PCR検査や疫学調査の体制強化、ワクチン・治療薬の早期実用化、地域医療を守り医療崩壊を防ぐため、医療従事者への手当て、増員施策に対する支援を講じるとともに医療機関及び検査機関等への支援を行うこと。

3 地域経済を支える中小企業や個人事業者等への融資、支援制度等の充実

令和3年度以降も休業補償の追加、事務所店舗の固定経費である家賃に対する支援、雇用確保のための雇用調整助成金の延長、国の持続化給付金の再給付・要件緩和、租税措置などを行うとともに、厳しい地域の現状に即した抜本的な経営支援策を講じること。

また、融資においては実情にあった新制度の検討、返済猶予や返済期間の延長、金利の減免などの条件緩和要望に誠実に対応することを金融機関に求める立法について検討すること。

4 教育及び子育て環境の充実と生活支援の充実

学校休業の長期化により生じた学力機会・格差を是正するため、ICT活用導入による経費補助の拡充、カリキュラムの見直し、子どもの視点に立った最善の学習機会の確保に向けた対策を講じるとともに、新しい生活様式の導入により教員不足が想定され、教員や指導員などの人材確保を行い、学びの機会を保障すること。

子育て環境の充実のため、コロナ禍の下で生活基盤を支えてきた幼児施設や事業従事者に対する手当、増員等の施策を講じること。また困窮する園児・児童・生徒や保護者に対する支援を充実すること。

大学、専門学校等の休校や入校禁止、オンラインの授業等への負担に加え、学費負担やアルバイトができず生活への深刻な影響もでており、全ての学生を対象とした学費負担軽減や緊急の給付金の措置、奨学金の拡充や返済減免等を行うこと。

5 地方公共団体への財政支援の拡充

厳しい財政状況の中、地域事情に応じた感染症対策や経済復興等への財政支援を各地方公共団体が緊急的な対策を実施するものの、長期化する地域経済への影響から地方税の減収や延納等が見込まれ、さらに財政を圧迫することが予想されることから、「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」については、地域の実情に応じた事業を都道府県の判断により実施できるよう、より自由度の高い制度とするとともに、徴収猶予措置等で伴う減収及び後年の財政負担の軽減に対する財政措置をはじめ、地方公共団体への積極的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 1 7 日

茨城県潮来市議会

(送付先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当・地方創生担当・規制改革担当）

経済再生担当大臣